

(社) 八尾市薬剤師会 薬学生実務実習委員会内規

1章 会員

1. (社) 八尾市薬剤師会の正会員であること
2. (社) 大阪府薬剤師会会員であること
3. 実務実習指導薬剤師の資格を取得・更新していること

2章 目的

1. 学生実務実習委員会は、学生が薬局の社会的役割と責任を理解し、地域医療に参画できるようになるために必要な知識、技能、態度を修得するための各薬局における実務実習が円滑に行われるように協力、助言することを目的とする。

3章 会費

1. 受け入れ学生 1人あたり 会費 5000円 を支払う

4章 服務

1. 実務実習指導薬剤師 1人当たり 年間 1名以上の学生の受け入れを義務とする。
2. 年 1回以上の集合研修 意見交換会に参加し 日々研鑽に努める。
3. 関連大学 担当教授 近畿調整機構と情報交換し、業務を施行する。
4. 健康展等 薬剤師会の催しや事業に学生と共に積極的に参加する。
5. 八尾市薬剤師会内の協力薬局 集合薬局業務へ協力する。
6. 総会等 他の薬剤師会活動へ積極的に参加する。

5章 定年制について

1. 会員は、70歳を持って 定年とし その年度の 3月 31日をもって 勇退を決定するものとする。

6章 役員

1. 本委員会は 委員長 1名 副委員長 1名を置く
委員長・副委員長は八尾市薬剤師会理事会に置いて推挙し互選により定める。
役員の内任期は、2年とする。但し役員が任期の途中で退会したときは、新役員の内任期はその残存期間とする。

7章 内規の変更について

1. この内規の変更は 理事会の意見を取り入れ且つ理事会の承認を得るものとする。

8章 付則

平成 26 年 4 月 1 日施行